

新旧対照表（変更事項の内容）

変更前	
<p>構造改革特別区域計画 1～7 省略</p> <p>8 特定事業の名称 1131(1143)：修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業 1132(1144)：修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>9 省略</p> <p>別紙1-1 1 特定事業の名称 番号 1131(1143) 名称 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2～5 省略</p> <p>別紙2-1 1 特定事業の名称 番号 1132(1144) 名称 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2～5 省略</p>	<p>構造改革特別区域計画 1～7 省略</p> <p>8 特定事業の名称 1131(1143、<u>1145</u>)：修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業 1132(1144、<u>1146</u>)：修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>9 省略</p> <p>別紙1-1 1 特定事業の名称 番号 1131(1143、<u>1145</u>) 名称 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2～5 省略</p> <p>別紙2-1 1 特定事業の名称 番号 1132(1144、<u>1146</u>) 名称 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2～5 省略</p>

<p>別紙 2 - 2</p> <p>1 特定事業の名称 番号 1132(1144) 名称 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 (1) 修了認定に係る試験の提供者 株式会社サーティファイ (東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル)</p> <p>(2) 認定講座の運営者 学校法人郷学舎 アルスコンピュータ専門学校 (埼玉県熊谷市鎌倉町124)</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定の日</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 学校法人郷学舎 アルスコンピュータ専門学校 基本情報技術者試験講座(Bコース) 別紙2-2(12Rb-FE)のとおり 認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p>	<p>別紙 2 - 2</p> <p>1 特定事業の名称 番号 1132(1144、1146) 名称 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 (1) 修了認定に係る試験の提供者 株式会社サーティファイ (東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル)</p> <p>(2) 認定講座の運営者 ア 学校法人郷学舎 アルスコンピュータ専門学校 (埼玉県熊谷市鎌倉町124) イ 学校法人立志舎 東京IT会計法律専門学校 大宮校 (埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-152-1) ウ 学校法人東都学園 東都コンピュータ専門学校 (埼玉県さいたま市大宮区上小町1450-3) エ 埼玉県立川口高等技術専門学校 (埼玉県川口市青木4-4-22)</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定の日</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 <u>以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</u> ア 学校法人郷学舎 アルスコンピュータ専門学校 基本情報技術者試験講座(Bコース) 別紙2-2(12Rb-FE)のとおり</p>
---	---

(2) 修了認定の基準

学校法人郷学舎 アルスコンピュータ専門学校

ア 民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」に合格した者又は「情報処理技術者能力認定試験(2級第1部科目)」に合格した者であって、当該講座において3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。

イ 民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」に合格した者であって、平成18年4月から実施されている情報システム科システム開発コースの基本情報技術者試験講座を履修している者にあつては、情報システム科システム開発コースの基本情報技術者試験講座(Bコース)の履修科目と重なっている科目のうち履修済の科目については履修したものとみなし、未履修科目のみを当該講座において履修することにより、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。

ウ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

また、(3)ウの規定によりIPAが提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、IPAの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

イ 学校法人立志舎 東京IT会計法律専門学校 大宮校
基本情報技術者講座 別紙2-2(14Sb-FE)のとおり

ウ 学校法人東都学園 東都コンピュータ専門学校

基本情報技術者試験対策講座(サーティファイ) 別紙2-2(14Tb-FE)のとおり

エ 埼玉県立川口高等技術専門学校

FE講座 別紙2-2(14Ua-FE)のとおり

(2) 修了認定の基準

ア 学校法人郷学舎 アルスコンピュータ専門学校

(ア) 民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」に合格した者又は「情報処理技術者能力認定試験(2級第1部科目)」に合格した者であつて、当該講座において3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。

(イ) 民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」に合格した者であつて、平成18年4月から実施されている情報システム科システム開発コースの基本情報技術者試験講座を履修している者にあつては、情報システム科システム開発コースの基本情報技術者試験講座(Bコース)の履修科目と重なっている科目のうち履修済の科目については履修したものとみなし、未履修科目のみを当該講座において履修することにより、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。
(ウ) 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

また、(3)ウの規定によりIPAが提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、IPAの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

イ 学校法人立志舎 東京IT会計法律専門学校 大宮校

(ア) 民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」に合格した者又は「情報処理技術者能力認定試験(2級第1部科目)」に合格した者であつて、当該講座において3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。

(イ)民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」に合格した者であって、平成18年4月から実施されているITビジネス学科の基本情報技術者講座を履修している者にあつては、基本情報技術者講座の履修科目と重なっている科目のうち履修済の科目については履修したものとみなし、未履修科目のみを当該講座において履修することにより、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。

(ウ)有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

また、(3)ウの規定によりIPAが提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、IPAの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

ウ 学校法人東都学園 東都コンピュータ専門学校

(ア)民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」に合格した者又は「情報処理技術者能力認定試験(2級第1部科目)」に合格した者であつて、当該講座において70%以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。

(イ)民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」に合格した者であつて、平成18年4月から実施されている情報テクノロジー科の基本情報技術者試験対策講座を履修している者にあつては、基本情報技術者試験対策講座(サーティファイ)の履修科目と重なっている科目のうち履修済の科目については履修したものとみなし、未履修科目のみを当該講座において履修することにより、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。

(ウ)有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

また、(3)ウの規定によりIPAが提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、IPAの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

エ 埼玉県立川口高等技術専門学校

(ア)民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2

級)」に合格した者又は「情報処理技術者能力認定試験(2級第1部科目)」に合格した者であって、当該講座において8割以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。

(イ)民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」に合格した者であって、平成19年4月から実施されている情報処理科のFE講座を履修している者にあつては、FE講座の履修科目と重なっている科目のうち履修済の科目については履修したものとみなし、未履修科目のみを当該講座において履修することにより、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。

(ウ)有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

また、(3)ウの規定によりIPAが提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、IPAの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験の実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。

イ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

ウ 修了認定に係る試験の問題は、株式会社サーティファイが作成しIPAの審査によって認定された試験問題又はIPAが提供する試験問題を使用する。

エ 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

オ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行う。当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験の実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。

イ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

ウ 修了認定に係る試験の問題は、株式会社サーティファイが作成しIPAの審査によって認定された試験問題又はIPAが提供する試験問題を使用する。

エ 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

オ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行う。当該規制の特例措置の適用を受けようとする

者が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験(2級)
 試験科目：情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)
 試験項目：次の表のとおり

サーティファイ(情報処理技術者能力認定試験)試験項目	
1 情報の基礎理論	基礎変換、データ表現、演算と精度、理論演算、符号理論 状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語 計算量と情報量
2 データ情報とアルゴリズム	データ構造、アルゴリズムの基礎 流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法 各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率
3 ハードウェア	半導体と集積回路 プロセッサ、動作原理 メモリ、記憶媒体、補助記憶装置 入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体 コンピュータの種類と特徴
4 基本ソフトウェア	OSの種類と構成 プロセス管理、割込み制御 主記憶管理、仮想記憶 入出力制御、ジョブ管理 ファイル管理、障害管理 ヒューマンインタフェース、日本語処理 ミドルウェア

資格名称：情報処理技術者能力認定試験(2級)
 試験科目：情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)
 試験項目：次の表のとおり

サーティファイ(情報処理技術者能力認定試験)試験項目	
1 情報の基礎理論	基礎変換、データ表現、演算と精度、理論演算、符号理論 状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語 計算量と情報量
2 データ情報とアルゴリズム	データ構造、アルゴリズムの基礎 流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法 各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率
3 ハードウェア	半導体と集積回路 プロセッサ、動作原理 メモリ、記憶媒体、補助記憶装置 入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体 コンピュータの種類と特徴
4 基本ソフトウェア	OSの種類と構成 プロセス管理、割込み制御 主記憶管理、仮想記憶 入出力制御、ジョブ管理 ファイル管理、障害管理 ヒューマンインタフェース、日本語処理 ミドルウェア
5 システム構成と方式	システム構成方式、処理形態 システム性能、信頼性 応用システム

5 システム構成と方式	システム構成方式、処理形態
	システム性能、信頼性 応用システム
6 システム開発と運用	プログラム構造、制御構造
	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
	開発手法、設計手法、テスト手法
	システム的环境整備、運用管理
7 ネットワーク技術	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送制御
	LAN とインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
	ネットワークソフト
8 データベース技術	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQL の利用
	DBMS の機能と特徴
	データベース制御機能(排他制御、リカバリ)
9 セキュリティ	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10 標準化	
6 システム開発と運用	プログラム構造、制御構造
	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
	開発手法、設計手法、テスト手法
	システム的环境整備、運用管理
7 ネットワーク技術	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LAN とインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
ネットワークソフト	
8 データベース技術	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQL の利用
	DBMS の機能と特徴
	データベース制御機能(排他制御、リカバリ)
9 セキュリティ	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10 標準化	情報システム基盤の標準化
	データの標準化
	標準化組織
11 情報化と経営	

	<table border="1"> <tr><td>情報システム基盤の標準化</td></tr> <tr><td>データの標準化</td></tr> <tr><td>標準化組織</td></tr> <tr><td>11 情報化と経営</td></tr> <tr><td>経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)</td></tr> <tr><td>情報化戦略(業務改善など)</td></tr> <tr><td>IE 分析手法、管理図</td></tr> <tr><td>確率と統計</td></tr> <tr><td>最適化問題、意思決定理論</td></tr> <tr><td>情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)</td></tr> <tr><td>関連法規(情報通信、知的財産権)</td></tr> </table>	情報システム基盤の標準化	データの標準化	標準化組織	11 情報化と経営	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)	情報化戦略(業務改善など)	IE 分析手法、管理図	確率と統計	最適化問題、意思決定理論	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)	関連法規(情報通信、知的財産権)	<table border="1"> <tr><td>経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)</td></tr> <tr><td>情報化戦略(業務改善など)</td></tr> <tr><td>IE 分析手法、管理図</td></tr> <tr><td>確率と統計</td></tr> <tr><td>最適化問題、意思決定理論</td></tr> <tr><td>情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)</td></tr> <tr><td>関連法規(情報通信、知的財産権)</td></tr> </table>	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)	情報化戦略(業務改善など)	IE 分析手法、管理図	確率と統計	最適化問題、意思決定理論	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)	関連法規(情報通信、知的財産権)
情報システム基盤の標準化																				
データの標準化																				
標準化組織																				
11 情報化と経営																				
経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)																				
情報化戦略(業務改善など)																				
IE 分析手法、管理図																				
確率と統計																				
最適化問題、意思決定理論																				
情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)																				
関連法規(情報通信、知的財産権)																				
経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)																				
情報化戦略(業務改善など)																				
IE 分析手法、管理図																				
確率と統計																				
最適化問題、意思決定理論																				
情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)																				
関連法規(情報通信、知的財産権)																				
<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>本特例措置は、基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設を認められた教育機関等において、当該講座の修了を認められた者が、修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合において、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。</p> <p>別紙2 - 2 (12Rb-FE)</p>		<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>本特例措置は、基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設を認められた教育機関等において、当該講座の修了を認められた者が、修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合において、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。</p> <p>別紙2 - 2 (12Rb-FE)</p> <p>別紙2 - 2 (14Sb-FE)</p> <p>別紙2 - 2 (14Tb-FE)</p> <p>別紙2 - 2 (14Ua-FE)</p>																		